

Q.1 募集要項では危険情報レベルが「レベル2」以上、感染症危険情報レベルが「レベル4」以上に該当する地域への留学は認めないとされていますが、応募時点でそのような地域を実施計画に入れてもよいでしょうか。

令和6年度においては、応募申請時点での留学先の地域の危険レベル及び感染症危険レベルは問わずに、申請を受け付けます。ただし、派遣学生を決定する時点（6月中旬頃）及びそれ以降に危険情報レベル「レベル2」以上、感染症危険情報レベル「レベル4」以上となった場合や、所属学校等において派遣が認められない場合には、留学は認められません。なお、レベルを満たす地域においても、日本からの渡航等に対する入国制限措置や入国に際しての条件や行動制限措置が取られている場合がありますので、十分に留意して準備を進めてください。
※本取扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.2 留学を希望する国・地域では、現在日本からの入国が許可されていません。どうしたらいいでしょうか

令和6年度の応募申請においては、留学を希望する国・地域において、日本からの入国が認められているかどうかは問わずに、申請を受け付けます。ただし、実際の留学に向けては、入国に必要な査証やその手続きなどを適宜把握し、渡航可能になってから留学手続きがスムーズに行えるよう準備を進めてください。

Q.3 語学研修のみの実施計画は支援対象となりますか。

語学研修のみという計画では対象となりません。

Q.4 海外留学に関してオンライン環境下（日本国内で受講）での学修を含む計画で申請してよいですか。

当プログラムでは、海外での実体験や実活動を通じて、地域に貢献することを目的としています。そのため、オンライン環境下での受講等の、現地での実体験・実活動を伴わない計画は認められません。
※本取扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.5 留学予定国（地域）が渡航可能にならなかった場合はどうなりますか。

令和6年度募集においては、派遣学生を決定する時点（6月上旬）及びそれ以降に、留学予定国（地域）の危険レベルが「レベル1以下」及び感染症危険レベルが「レベル3」以下になっていない場合には、留学することができません。ただし、派遣学生決定後において危険レベルが上がって渡航できなくなった場合には、以下のとおりとします。
① 留学開始日を延期し、変更届を提出する（ただし、留学期間は14日以上3か月以内とし、留学開始の最終日は令和7年3月16日とし、3月31日までに留学を終了する計画とすること。）
② 実施計画を中止し、中止届を提出する
※本取扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.6 合格決定後、最終的に留学予定国（地域）が渡航可能にならなかった場合のキャンセル料等の負担はどうなりますか

〔支給対象となるもの〕

- ・ 実際に行った事前インターンシップについて、交通費の実費相当額を支給します。

〔支給対象とならないもの〕

- ・ 航空券等にかかる費用（キャンセル料を含む）
- ・ 国内旅費・宿泊費（キャンセル料を含む）
- ・ 留学斡旋業者手数料・授業料等（キャンセル料を含む）

Q.7 令和6年度の海外派遣事業に合格したけれども、海外留学が可能にならない場合には、いつまで延期することができますか。次年度に繰り越すことはできますか

令和6年度の合格者においては、令和7年3月16日までに留学を開始し、3月31日までに留学を終了することとなりますので、この条件を満たす範囲内で延期をすることができます。この期間中に留学できない状況の場合には留学を「中止」することになります。現時点においては、次年度への繰り越しはできません。
※本取扱いについては、今後の状況を踏まえて変更される可能性もあります。

Q.8 応募申請時点で、保護者等の同意は必要でしょうか

令和6年度に応募申請にあたっては、実施計画について保護者等の同意を得ることを条件とします。また、合格し渡航することになった場合には、再度、保護者の同意を求めるとします。

Q.9 応募時点で留学受入機関との調整はどこまで必要ですか

令和6年度に応募申請においては、確認できる範囲で、渡航可能になった場合に、希望条件において受け入れが可能かどうか調整してください。受入機関への実際の申し込みは応募申請時点では不要です。特に、留学斡旋業者等を介して調整する場合には、**キャンセル料については自己負担となりますので**、キャンセル料の発生について留意しながら進めてください。

Q.10 各受入機関の受入許可証拠書類がない場合は、どうすればいいですか。

令和6年度に応募申請においては、各受入機関の受入許可証拠書類等（メールの写し等でも可）の提出を必須としています。渡航前までに受入許可証拠書類を提出できない場合には、当プログラムでの奨学金等の支給はできません。留学開始時期を延期するか、令和7年3月16日までに留学を開始し、3月31日までに留学を終了できない場合には、当プログラムでの留学を「辞退」することになります。現時点においては、次年度への繰り越しはできません。

Q.11 県内での事前事後インターンシップの定義を教えてください。

事前・事後インターンシップでは、就業体験を通じて、自分の設定したテーマや留学先での実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させることを目的とします。

県内の企業等の機関において事前インターンシップを5日間以上、事後インターンシップを3日間以上合計8日間のインターンシップを必須とします。（目安として、4時間程度以上のインターンシップであれば1日として換算して構いません。）

インターンシップでは、テーマや実践活動に関連する事業を行う企業等においてその内容についての理解を深めるための活動を行ったり、県内企業等の状況や抱える課題等について理解をするための体験的な活動を行います。

（インターンシップ先の選定・実施内容としてふさわしくない例）

- ・ テーマや実践活動と関連のない企業の視察や事業の説明を受けるだけの内容
- ・ 海外留学の経験談を聞くだけの内容
- ・ アルバイト等の雑役のみの内容

※これらは場合によりインターンシップ内の一部として含むことは可能ですが、これらのみをインターンシップとすることはできません。

※8日以上インターンシップが難しい場合や対象になるか判断に迷う場合は、当協議会事務局まで御相談ください。